



役場からののお知らせ

◆2010年世界農林業センサスが行われます

2月1日から、統計調査員が聞き取り調査と調査票の配布にお伺いします。
対象者は、



- ◎農地をお持ちの方、農業されている方
 - ◎山林をお持ちの方、林業されている方
- です。調査にご協力をお願いいたします。

また、ご不明な点などありましたら、役場総務課までお気軽にお尋ね下さい。



◆農地を貸借・売買したい転用するときは「農地法等の許可」が必要です！！

日本の食料自給率は41%で、先進国の中で最低水準です。将来に向けて食料の国内自給力を高めるためには農地を守り、活かすことが重要です。

このため農地法等が改正され、昨年12月15日から施行されました。

1. 農地の貸し借りがしやすくなりました

- 農地を利用できる者の範囲が拡大されました。



農地の借受者の範囲

(改正前)

農作業 常時 従事者	農業 生産 法人
------------------	----------------

+

(改正後に追加)

農作業 常時従事者 以外の個人	農業生産 法人以外 の法人
-----------------------	---------------------

2. 許可を受けずに農地を転用した場合の処分が強化されました

- 違反転用などをした場合の罰金額が大幅に引き上げられます。

事項	改正前	改正後
違反転用	3年以下の懲役または 三百万円以下の罰金 (法人は三百万円以下の罰金)	3年以下の懲役または 三百万円以下の罰金 (法人は1億円以下の罰金)
違反転用における 原状回復命令違反	6ヶ月以下の懲役 または30万円以下の罰金	3年以下の懲役または 三百万円以下の罰金 (法人は1億円以下の罰金)

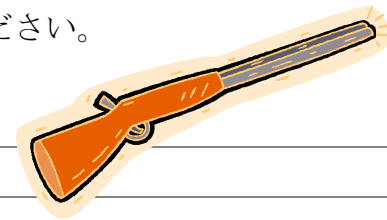
3. 農地を相続したときは農業委員会へ届出が必要になりました

- 相続によって農地を取得した場合には、農業委員会へ届出を行うこととなりますので、役場農業係までご相談下さい。

◆狩猟免許取得試験及び講習会のご案内

イノシシ、サル、ハクビシン等の有害鳥獣を捕るには狩猟免許が必要です。狩猟免許を取得するとオリ（箱ワナ等）を設置し、有害鳥獣を捕獲できるようになります。許可なく捕獲すると法律で罰せられます。大事な農作物を守るためにも狩猟免許の取得をご検討ください。

今年度、最後の講習会、試験の日程は次のとおりです。



◇ 21年度初心者狩猟免許講習会 ◇

開催日時	平成22年2月10日（水）8:30～16:00頃
開催場所	木曾合同庁舎
受講内容	鳥獣保護及狩猟に関する法令及び鳥獣の保護管理、鳥獣の判別、猟具の取り扱い
受講料	2,340円（テキスト代のみ）
対象者	長野県内に住所があり、狩猟免許を取得したい方又は種別の異なる免許を取得したい方。（ただし、20歳未満の方は受験できません。）
申込期間	平成22年1月18日（月）～1月29日（金）

◇ 21年度初心者狩猟免許試験 ◇

開催日時	平成22年2月22日（土）8:30～17:00
開催場所	松本合同庁舎
試験内容	適正試験、技能試験、知識試験
受験手数料	5,200円（既に免許を所持しており、更に他の免許を受験する方は3,900円）
対象者	長野県内に住所があり、狩猟免許を取得したい方又は種別の異なる免許を取得したい方。（ただし、20歳未満の方は受験できません。）
申込期間	平成22年1月18日（月）～1月29日（金）
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 狩猟免許申請書 ・ 写真（縦3.0センチ×横2.4センチ） ・ 狩猟免許用医師の診断書

狩猟免許取得のお問合わせ、申し込みは役場 産業課 林業係まで

◆保育園入園説明会のお知らせ



王滝村保育園では、平成22年4月から王滝村保育園に入園する園児を募集します。つきましては、保育園入園説明会を下記のとおり行ないます。

対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成18年4月2日から平成19年4月1日の間に生まれたお子さん（3歳児クラスの募集です。） ・ 3歳未満児で入園を希望される方
日時	平成22年1月25日（月）午後2時より
場所	王滝村保育園 リズム室
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入園申込手続きについて ・ 保育料について ・ その他

